

平成30年4月
から本格化！

宇都宮中央法律事務所 無期転換ルールの内容と対策セミナー

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、宇都宮中央法律事務所では、無期転換ルールが平成30年4月から本格化されることを受け、無期転換ルールの内容と対策セミナーを開催いたします。

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールです。平成25年4月以降、長期間にわたり働いている有期社員（下記注参照）が存在する会社にはルールの適用に向けた早急な対応が求められます。

本セミナーでは、弁護士と社会保険労務士が、一見複雑な無期転換ルールを分かりやすく解説し、法を遵守しながらも企業の利益と機動性を守るために企業が取るべき具体的な対策をご説明いたします。人事・総務担当者の方はもちろんのこと、アップ・ツー・デイトな労働法の知識を獲得されたい皆様にとって広くお役に立つものと考えております。

注：有期社員とは、一般にパートタイマー、アルバイト、契約社員などと呼ばれている社員ですが、契約期間に定めのある場合は、その名称にかかわらず、全て無期転換ルールの対象となります。

敬具

平成30年2月吉日

宇都宮中央法律事務所

【日 時】平成30年3月12日（月）午後2時～午後4時（受付午後1時半～）

【会 場】栃木県宇都宮市明保野町1-6 栃木県弁護士会館

【受講料】無料

スケジュール（予定）：

13:30～14:00	受付（お名刺を1枚ご提供ください）
14:00～14:05（5分）	ご挨拶 宇都宮中央法律事務所 代表弁護士 澤田雄二
14:05～15:05（60分）	「無期転換ルールの内容と企業が取るべき対策」 宇都宮中央法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 新田 裕子
15:05～15:15（10分）	休憩
15:15～15:55（40分）	「無期転換ルールを踏まえた就業規則の改定」 宇都宮中央社労士事務所 特定社会保険労務士 福島 健寿
15:55～16:00（5分）	質疑応答・閉会

お申し込み方法： 下記の事項を記載の上、Eメール又はファクシミリにてお申込ください。
宛 先：staff@utsunomiya-law.com / Fax: 028-616-1955

お名前、会社名、部署・役職名、会社電話番号、会社住所

お問い合わせ先： 主催者 宇都宮中央法律事務所（担当事務：白林）
staff@utsunomiya-law.com / Tel: 028-616-1933

講師のご紹介

宇都宮中央法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 新田裕子

平成22年弁護士登録、宇都宮中央法律事務所入所。平成25年7月よりアメリカ、ニューヨーク市のフォーダム・ロースクールへ留学、平成26年5月法学修士号(LL.M.)取得。同年9月ニューヨーク州司法試験合格、平成27年ニューヨーク州弁護士登録。平成26年9月から1年間シンガポールのロダイク法律事務所（現在の **Dentons Rodyk & Davidson**）勤務。平成27年10月宇都宮中央法律事務所に復帰。国際取引法務を中心としながら、栃木県内の企業を対象に、幅広く企業法務に携わっている。労働法関連では、雇用契約書、人事に関する各種社内規程の整備、労働審判、訴訟等の労使紛争解決、セクハラ・パワハラ等を防止するためのコンプライアンス講義等を行っている。

宇都宮中央社労士事務所 特定社会保険労務士 福島健寿

栃木高校、早稲田大学商学部卒業。平成14年行政書士登録。平成23年9月社会保険労務士登録、平成26年5月特定社会保険労務士付記。栃木市内において執務を行ったのち平成27年11月に宇都宮中央社労士事務所を開設。宇都宮中央法律事務所のグループ事務所として業務を開始する。栃木県内の企業の顧問社会保険労務士として、労使トラブルを未然に防ぐ観点から就業規則・社内諸規定の整備、労働時間管理、賃金制度改善、労基署是正勧告等への対応を中心に、労働保険・社会保険の手続業務全般を取り扱う。就業規則を整備し、勤怠管理から給与計算まで一貫した提案をすることで、未払残業トラブルのリスクを低減させる等、使用者側に立ったコンサルティングを行う。